# 八王子市町会等掲示板設置事業補助金受付基準

（趣旨）

第１条　　多くの団体に広く本補助金制度を活用してもらうため、八王子市町会等掲示板設置事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第１条に基づき、市が交付する補助金が当該年度の予算の範囲を超えた場合に適用する。

（交付申請の受付基準）

第２条　　以下の順番で申請を受け付ける。なお、予算の範囲を超えた場合については、同条件内（各順位内）の町会等にて、別途抽選を行う。

1　前年度抽選により不採択となった団体からの申請

2　撤去区分での申請

3　撤去区分かつ修繕区分であり、前年度本補助金の交付を受けていない団体からの申請

4　撤去区分かつ撤去新設区分であり、前年度本補助金の交付を受けていない団体からの申請

5　撤去区分かつ修繕区分であり、前年度本補助金の交付を受けた団体からの申請

6　撤去区分かつ撤去新設区分であり、前年度本補助金の交付を受けた団体からの申請

7　修繕区分かつ前年度本補助金の交付を受けていない団体からの申請

8　修繕区分かつ前年度本補助金の交付を受けた団体からの申請

9　撤去新設区分かつ前年度本補助金の交付を受けていない団体からの申請

10　撤去新設区分かつ前年度本補助金の交付決定を受けた団体からの申請

11　新設区分かつ前年度本補助金の交付を受けていない団体からの申請

12　新設区分かつ前年度本補助金の交付を受けた団体からの申請

13　前年度抽選当選により交付申請が可能となったが、町会等の都合で事業を中止した団体の申請

（結果通知）

第３条　　予算の範囲を超え、本受付基準に基づき抽選を実施した場合は、交付団体については、要綱第 6 条に基づき、交付決定通知書を送付する。なお、交付を見送る団体については、別途通知を送付する。

附則

この基準は、令和８年（2026 年）４月１日から適用する。